

令和8年大津市20歳（はたち）のつどい会場交通誘導警備及び案内誘導業務に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、「令和8年大津市20歳（はたち）のつどい会場交通誘導警備及び案内誘導業務」に係る委託の相手方となる事業者の選定に当たり、公募型プロポーザルの実施方法等の必要な事項を定めることを目的とする。

2 業務概要

(1) 業務名 令和8年大津市20歳（はたち）のつどい会場交通誘導警備及び案内誘導業務

(2) 業務内容

ア 業務計画書及び業務手順書（マニュアル）の作成

（ア）式典会場内の案内誘導及び警備計画

（イ）式典会場周辺の案内誘導及び安全確保並びに警備計画

（ウ）当日の業務手順書の作成

イ 式典会場の事前準備

ウ 参加者の受付

エ 式典当日の案内誘導及び交通誘導警備

オ 式典会場の後片付け

カ 実施報告書の作成

※ 詳細は別途仕様書に定める。

(3) 業務期間

契約締結日の翌日から令和8年1月23日（金）まで

3 予算額

委託料の上限は3,619,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）とする。

4 実施形式 公募型プロポーザル

5 スケジュール

令和7年 7月22日（火） 公募開始

令和7年 7月30日（水） 質疑受付及び説明会参加申込締切

令和7年 8月 1日（金） 質疑に対する回答

令和7年 8月 6日（水） 現地説明会

令和7年 8月12日（火） 参加申込書の提出締切

令和7年 8月18日（月） 参加申込書及び提出書類の審査

令和7年 8月20日（水） 参加資格者の審査結果及び企画提案書提出者の結果通知

令和7年 9月12日（金） 企画提案書等の提出締切
令和7年10月 8日（水） プレゼンテーション審査
令和7年10月10日（金） 審査結果通知

6 参加資格

プロポーザルに参加できる者（提案者となろうとする者）は、この公告の日からプレゼンテーション審査の日までにおいて、次に掲げる要件の全てに該当する者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 大津市から指名停止を現に受けていないこと。
- (3) 令和7年度大津市競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- (6) 本プロポーザルに参加する他の参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ(7)にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- (7) 親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- (i) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- (ii) (7)又は(i)と同視しうる関係にあると認められる場合

イ 人的関係

- (7) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - (a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - (b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - (c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
 - (d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

- b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
- c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
- d 組合の理事
- e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの
- (f) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (g) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (h) (f)から(g)までと同視しうる関係にあると認められる場合
- (7) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。
 - ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
 - イ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。
 - ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。
 - オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

7 説明会

現地説明会を次のとおり開催する。参加を希望する者は、参加申込書（様式3）に記入の上、電子メールにより送付すること。なお、参加人数は1団体につき2人までとする。

- (1) 開催日時 令和7年8月6日（水）午前10時から1時間程度
- (2) 開催場所 大津市民会館及び大津公民館
- (3) 申込期間 令和7年7月30日（水）午後5時まで（必着）

※ 必ず電話等で送信した旨伝えること。

- (4) 申込先 問合せ先と同じ。
- (5) その他 説明会に連絡なく欠席した者は、失格とする。

8 質疑・応答

- (1) 提出方法 別添の質問票（様式4）に記入の上、電子メールにより送付すること。
 - ※ 必ず電話等で送信した旨伝えること。
 - ※ 電話や口頭による質問は、一切受け付けない。
- (2) 提出期限 令和7年7月30日（水）午後5時まで（必着）
 - ※ 質問期限以降の質問は、一切受け付けない。
- (3) 提出先 問合せ先と同じ。
- (4) 回答方法 質問票の送信元のアドレス宛てに電子メールにより送信するとともに、大津市ホームページにおいて掲載する。

9 参加申込の手続

- (1) 提出書類

プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び大津市契約規則（昭和40年規則第35号）等の各規定を理解した上で、次の書類を提出すること。

ア 参加申込に係る提出書類

 - (ア) 参加申込書（様式1） 正本1部
 - (イ) 誓約書（様式2） 正本1部

イ 企画提案に係る提出書類

 - (ア) 企画提案書（「10 企画提案書作成方法」による） 正本1部、副本8部
 - (イ) 見積書及び見積内訳書（様式は問わない） 正本1部
- (2) 提出期間及び時間

ア 参加申込に係る提出書類 令和7年8月12日（火）午後5時まで

イ 企画提案に係る提出書類 令和7年9月12日（金）午後5時まで
- (3) 提出方法

持参又は郵送による。なお、郵送の場合は、配達されたことが証明できる方法によることとし、提出期間及び時間中に到着したものに限り受け付ける。郵便事故等については提出者のリスク負担とする。
- (4) 提出先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局生涯学習課（大津市役所別館2階） 担当：黒柳

10 企画提案書作成方法

- (1) 提出書類の名称

「令和8年大津市20歳（はたち）のつどい会場交通誘導警備及び案内誘導業務企画提案

書」とすること。

(2) 企画提案書の様式

任意様式とするが、以下の規格で作成すること。

・ISO A4 規格（横 210mm×縦 297mm）、長辺綴じ、両面印刷、ホッチキス留め

※ 企画提案書にはページ番号を付けること。

※ 副本は、提案者が特定できる項目（企業名、組織名称、ロゴマーク等）に黒塗りをを行うこと。

(3) 枚数制限

20ページ以内とする。

(4) 企画提案

仕様書に基づき、審査基準（別紙1）の順番に内容を記載すること。適宜、図を用いてわかりやすく示すこと。ただし、新たな項目について提案を行うことは妨げない。

1.1 審査方法

本要領及び仕様書等に基づき提出された企画提案書等について、令和8年大津市20歳（はたち）のつどい会場交通誘導警備及び案内誘導業務プロポーザル審査委員会が審査を行う。

(1) 審査委員会

令和8年大津市20歳（はたち）のつどい会場交通誘導警備及び案内誘導業務プロポーザル審査委員会

(2) 委員構成（5人）

教育部長、教育部次長、こども・若者政策課長、児童生徒支援課長及び生涯学習課長

(3) 審査方法

ア 参加資格審査

書面審査による。

イ 受託候補者審査

プレゼンテーション審査による。審査基準（別紙1）に基づきプレゼンテーション審査を行い、1位から順に順位を決定する。なお、1位の受託候補者が辞退した場合や交渉が決裂した場合は、2位の受託候補者と交渉するものとし、以下順位においても同様とする。

(ア) 実施日 令和7年10月8日（水）

(イ) 実施場所 参加資格者審査の結果通知の際に通知する。

(ウ) 提案時間 20分間

(エ) 質疑応答 10分間

(オ) 参加人数 3人以内

(カ) 電子データによる提案説明を行う場合は、あらかじめ市が用意したプロジェクターを利用することができる。なお、使用するデータは企画提案書と同一内容とし、追加等は一切認めない。ただし、内容の省略及び構成の変更は妨げない。

1 2 審査結果

- (1) 通知方法 プレゼンテーション審査を受けた全ての提案者に文書で通知する。
- (2) 通知時期 令和7年10月10日（金）

1 3 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は、返却しない。
- (2) 提出後の差替え及び追加・削除は、一切認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断でこのプロポーザルに係る審査以外には利用しない。
- (4) 市が必要と認める場合には追加資料の提出を求めることがある。
- (5) 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

1 4 情報公開及び提供

市は企画提案者から提出された企画提案書等について、大津市情報公開条例（平成14年条例第4号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができる。ただし、事業を営む上で、競争上又は事業運営上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。

なお、本プロポーザルの受託候補者選定前において、決定に影響が出るおそれがある情報については、決定後の開示とする。

1 5 その他

(1) 言語及び通貨単位

手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 費用負担

書類作成及び提出に係る費用など、必要な経費は全て提出者の負担とする。

緊急でやむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を大津市に請求することはできない。

(3) 参加辞退の場合

参加申込書の提出後又は企画提案書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに書面（様式は任意）により、担当課宛てに提出すること。

(4) 失格事項

次のいずれかに該当した場合は、その者を失格とする。

ア 参加資格要件を満たしていない場合

イ 提出書類に虚偽の記載があった場合

ウ 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ 説明会又はヒアリングを開催した場合において、正当な理由なく欠席した場合
カ 参考見積書の金額が第3項の予算額を超過した場合

(5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。

ただし、受託先に選定された者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要と認める場合には、市は、受託先にあらかじめ通知することによりその一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。

(6) 提案者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1 6 問合せ先

〒520-8575 大津市御陵町3番1号

大津市教育委員会事務局生涯学習課（大津市役所別館2階） 担当：黒柳

TEL：077-528-2635 メールアドレス：otsu2403@city.otsu.lg.jp